



つくばみらい市告示第24号

つくばみらい市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加支給事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、電力・ガス及び食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して臨時的な措置として実施する価格高騰重点支援給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、価格高騰重点支援給付金は、市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 価格高騰重点支援給付金の支給対象者は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する価格高騰重点支援給付金の金額は、1世帯あたり7万円とする。

(受給権者)

第5条 価格高騰重点支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。

ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者その他の親族からの暴力等を理由に避難している者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 価格高騰重点支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）の提出又は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書兼請求書（申請を必要とする世帯の場合）（様式第2号。以下「申請書」という。）による申請により行うものとする。

- 2 確認書及び申請書の提出並びに市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 郵送申請方式 申請者が確認書等を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口申請方式 申請者が確認書等を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (3) 現金受領方式 申請者が確認書等を郵送又は窓口持参により市に提出し、市が現金を交付することにより支給する方式

- 3 申請者は、価格高騰重点支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証ししなければならない。

（申請不要の支給方式）

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、受給権者に対し、価格高騰重点支援給付金の支給の申込みを行うことができる。

- 2 前項の規定による申込みを受けた者は、様式第2号の届出書により受給の拒否を届け出ることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による申込み後、令和6年1月24日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給の決定を受けた者に対し、価格高騰重点支援給付金を支給する。

- 4 前項の規定による支給の決定を受けた者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による

支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座振込方式 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（令和5年度つくばみらい市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱（令和5年告示第137号）に基づき支給された給付金をいう。）の振込時に指定していた支給口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、受給権者が市に様式第1号の支給確認書を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 受給権者が市に様式第1号の確認書を提出し、市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

（代理による申請）

第8条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 基準日時点において受給権者が属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人若しくは代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人は、確認書の提出をするときは確認書の委任欄へ記載し、支給の申請をするときは当該代理人は申請書に委任状を添えて提出するものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市は、代理人が第1項第1号の者であるときは、住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者であるときは、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第9条 価格高騰重点支援給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 市町村民税非課税世帯への支給のうち確認書及び申請書の申請期限は、市長が別に定める日とする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第6条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し価格高騰重点支援給付金を支給するものとする。

（価格高騰重点支援給付金の支給等に関する周知等）

第11条 市長は、給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法及び申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第

9条第2項の確認書等の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出又は申請書による申請が行われなかった場合、支給対象者が価格高騰重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による確認書等を受理した場合又は支給決定を行った場合において、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により価格高騰重点支援給付金の支給を受けた者に対して、支給を行った価格高騰重点支援給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 価格高騰重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第15条 この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年1月12日から適用する。

別記(第5条関係)

1 配偶者その他の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の価格高騰重点支援給付金については、市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。)又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしていない入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由に避難しており自宅には帰れない事情を抱えている者

(2) 申出者は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③までに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合。

※婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されているときなど、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)については、市における申請・受給権者とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心

理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者

(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人又は代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)

(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

世帯主氏名

殿

令和 年 月 日

現住所

つくばみらい市長 小田川 浩

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する見込みのため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、この確認書を返送して下さい。[返送期限 令和6年1月31日]

支給方法	口座振込
支給口座	
支給額	70,000円

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

<input type="checkbox"/>	① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/>	② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input type="checkbox"/>	③ 他市区町村で本給付金の支給を受けた世帯ではありません。

※①から③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の返送期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

上記口座に代えて(又は上記の口座欄が空欄の場合)、

下記の現に使用している世帯主(申請者)名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)

※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税務局等に照会することを承諾します。

下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 4.信連 7.信高連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (お町目がある場合は※欄に ご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1	0 ※		

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、別途ご相談ください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	
上記の者を代理人と認め、重点支援給付金の（確認・請求 受給 確認・請求及び受給）を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				署名 世帯主氏名
				日中に連絡可能な電話番号 ()

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(表面の上の方に記載の口座以外の口座で口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。)

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合

又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出して下さい

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給 市区町村 (※令和5年12月1日時点)

つくばみらい市長 様

市区町村
受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付して下さい。(該当する方全員)

※ 住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

氏名	申請者との続柄	個人番号 生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる		令和5年度 住民税均等割課税状況
			異なる場合には 令和5年1月1日時点の 住所を記載		
1	本人		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5		明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者(世帯主)の口座とします。) ※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※ 下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信濃連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	店番	通帳記号 (0桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
通帳の見開きに記載された店番・記号・番号をご記入下さい。なお、キャッシュカードには店番は記載されておりませんので注意	1			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、つくばみらい市社会福祉課 価格高騰重点支援給付金担当にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注) 住民税における取扱として、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。(注)未申告の者がいる場合は、申告をして非課税であることを確認してください。
- ③ 既に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、つくばみらい市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、つくばみらい市において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ つくばみらい市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月15日までに、つくばみらい市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について、虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に、該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

(「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

署 名

(世帯主)

令和 年 月 日 申請(請求)者氏名